



# 鳥取県公報

平成16年 2月20日(金)  
第 7 5 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	行政書士法による指定試験機関の変更の届出 (111) (総務課) .....	1
	生活保護法による介護機関の指定 (112) (福祉保健課) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定 (113) (健康対策課) .....	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (114) (〃) .....	2
	県営土地改良事業計画の変更 (115) (耕地課) .....	2
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (116) (管理課) .....	3
	開発行為に関する工事の完了 (117) (都市計画課) .....	4
<b>調達公告</b>	公募型指名競争入札の実施 (7件) (管理課) .....	4
	一般競争入札の実施 (空港港湾課) .....	22
	一般競争入札の実施 (出納課) .....	24

## 告 示

### 鳥取県告示第111号

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条の4第2項の規定に基づき、次のとおり財団法人行政書士試験研究センターから主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定試験機関名	変 更 前	変 更 後	変更予定年月日
財団法人行政書士試験研究センター	東京都目黒区上目黒三丁目 6 - 18	東京都千代田区日比谷公園 1 - 3	平成16年 3月22日

### 鳥取県告示第112号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人ワイエイ オーラルヘルスセ ンター	米子市両三柳15 - 107	ワイエイデンタル クリニック	米子市両三柳15 - 107	居宅療養管理 指導	平成15年12月 1日

**鳥取県告示第113号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野口内科医院	倉吉市西倉吉町11 - 30	平成16年 2月13日

**鳥取県告示第114号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町11 - 30	平成16年 1月31日

**鳥取県告示第115号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業彦名地区農道整備、客土及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成16年 2月20日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

米子市役所

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第116号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 処分をした年月日

平成16年 2月16日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

## (1) 塚川建設株式会社 代表取締役 塚川 廣

八頭郡智頭町大字山根59 - 1

鳥取県知事（般 - 13）第2355号及び鳥取県知事（特 - 13）第2355号

## (2) 有限会社山知建設 代表取締役 山本 正

八頭郡智頭町大字智頭693 - 2

鳥取県知事（般 - 12）第3662号及び鳥取県知事（般 - 14）第3662号

## 3 処分の内容

## (1) 塚川建設株式会社 代表取締役 塚川 廣

平成16年 2月19日から同年 6月17日までの120日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。以下同じ。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

## (2) 有限会社山知建設 代表取締役 山本 正

平成16年 2月19日から同年 6月17日までの120日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、塗装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、塗装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金

等の交付を受けて行うものに係るものとする。

#### 4 処分の原因となった事実

塚川建設株式会社の塚川軍司前代表取締役及び有限会社山知建設の山本知前代表取締役は、千代川復旧対策工事（3工区）智頭建設業協会特定建設工事共同企業体及び千代川復旧対策工事（5工区）智頭建設業協会特定建設工事共同企業体の代表である野田辰美（株式会社中野建設）とともに、平成14年3月29日ころから同年5月30日ころまでに、両企業体の運営資金のうち現金合計15,182,452円を、水増し請求相当額の返還を約束させた両企業体の下請業者である有限会社コバケンの代表取締役と手交し、又は同下請業者代表取締役名義の銀行口座に振込み入金し、それぞれ横領するとともに、犯罪収益等の取得につき事実を偽装したことにより、業務上横領等の罪が成立するとして平成15年12月12日鳥取地方裁判所から塚川、山本両被告人がともに懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、当該処分が同月27日に確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 鳥取県告示第117号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 開発許可の年月日及び番号

平成15年3月20日 鳥取県指令倉土維10第4号

#### 2 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡北条町北尾

#### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目1-28

株式会社コメリ 代表取締役会長 捧 賢一

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 業務の概要

(1) 業務名 村道南岸線緊急地方道路整備工事（県代行）「橋梁詳細設計委託」（古市橋）

(2) 業務場所 八頭郡佐治村大字古市

(3) 業務内容

本件業務は、村道南岸線の古市橋に係る橋梁の詳細設計を行うものである。

(4) 業務の概要

2 径間連続非合成箱桁橋

橋長 L = 82.0m

上部工 一式

下部工

逆 T 式 橋 台 2 基

小判柱壁式橋脚 1 基

(5) 履行期間 着手日から175日間

(6) 予定価格 35,809,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成16年2月20日 (金) から同年3月1日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成15年4月1日 (火) から平成16年3月1日 (月) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(5) 県内に事務所又は事業所 (以下「事務所等」という。) を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者 (測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。) を20名以上有すること。

イ 技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している、鋼橋連続桁<sup>けた</sup>の詳細設計 (動的解析を含む。) 及び下部工の詳細設計の業務 (以下「同種業務」という。) を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を道路部門若しくは鋼構造物及びコンクリート部門とするものに合格し、その登録を受けている者を、管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

## 3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月20日 (金) から同年3月1日 (月) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm> / [nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm)) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日 (金) から同年3月1日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)  
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課  
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道180号道路改良工事 (古市トンネル舗装工)
- (2) 工事場所 米子市古市及び吉谷
- (3) 工事内容

本件工事は、米子市古市地内及び吉谷地内の古市トンネル内をコンクリート舗装するものである。

## (4) 工事の詳細

## コンクリート舗装工

コンクリート車道舗装 (t = 28cm) A = 1,749m<sup>2</sup>

コンクリート歩道舗装 (t = 10cm) A = 532m<sup>2</sup>

すりつけ版 N = 2箇所

円形水路 L = 322.0m

坑内集水<sup>ます</sup>樹 N = 6 箇所

- (5) 工 期 平成16年3月から同年10月14日まで  
(6) 予定価格 43,722,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。  
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。  
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年3月2日) までの間にあるものに限る。) の結果における土木工事業の総合評点が1,200点以上であること。  
(5) 平成16年2月20日 (火) から同年3月2日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(6) 平成15年4月1日 (火) から平成16年3月2日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。  
(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。  
(8) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している道路トンネル工事に係る2,000平方メートル以上のコンクリート舗装工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限り。  
(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している道路工事に係る2,000平方メートル以上のコンクリート舗装工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限り。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検 定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月20日 (金) から同年3月2日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>) から入手するものと

する。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係（電話番号0859-31-9704）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のイの(ア)に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。

(9) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道福頼市山伯耆大山 (T) 線地方特定道路整備工事 (八幡橋上部工)

(2) 工事場所 米子市八幡及び東八幡

(3) 工事内容

ア 本件工事は、一級河川日野川に架かる一般県道福頼市山伯耆大山停車場線の八幡橋において、歩道橋の上部工を施工するものである。

イ 河川区域を占用して行う工事であるため、出水期は、原則として工事を行うことはできない。また、濁水対策に十分留意し、関係機関と調整を図る必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁<sup>りょう</sup>上部工<sup>けた</sup>工事

上部工形式 4 径間連続非合成箱桁橋

橋 長 L = 218.0m

支 間 長 60.25m + 60.00m + 60.00m + 36.55m

幅 員 W = 3.0 (3.8) m

平面線形 直線

架設工法 クローラクレーンによるベント式架設

(5) 工期 平成16年 3月から平成17年 3月25日まで

(6) 予定価格 162,510,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年3月2日) までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工の総合評点が、1,000点以上であること。

(5) 平成16年2月20日 (金) から同年3月2日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日 (火) から平成16年3月2日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼橋 (道路橋に限る。) の上部工<sup>けた</sup>の桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡都家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ

るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のイに掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道網代港線地方特定道路整備（道路改良）及び蒲生川広域基幹改良合併工事（岩本橋上部工）

(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字岩本

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道網代港線の蒲生川に架かる岩本橋の上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁上部工

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式3径間連結P C T<sup>けた</sup>桁橋  
(プレキャストセグメント<sup>けた</sup>桁)

橋 長 L = 92.4m

支 間 長 29.70m

幅 員 W = 6.0 (10.0) m (車道3.0m × 2、歩道2.5m × 1)

平 面 線 形 曲線 (R = 170m) 緩和曲線及び直線区間

架 設 工 法 架設<sup>けた</sup>桁架設

(5) 工 期 平成16年3月から同年12月25日まで

(6) 予定価格 211,336,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- ウ 平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成15年4月1日（火）から平成16年3月2日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

## (3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
- ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年3月2日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が、1,150点以上であること。
- エ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC連結桁橋（道路橋に限る。）の桁の製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事において架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- (ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した経験については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
- (イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- (ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。
- エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、(3)のオの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

### 3 技術資料等の作成及び提出

#### (1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事において架設を実施する期間中、2の(3)のオの監理技術者及び2の(4)の工に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(イ)に掲げる者を1名専任で配置することを求める。この場合において、その者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道178号(東浜居組道路)道路改良工事(1工区)  
(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字陸上  
(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、一般国道178号(東浜居組道路)の道路部分の改良工事及び当該工事の用に供する道路の工事を行うものである。

### (4) 工事の規模、構造等

掘 削 47,423<sup>m</sup><sup>3</sup>

盛 土 11,629<sup>m</sup><sup>3</sup>

工用盛土 13,414<sup>m</sup><sup>3</sup>

1号仮橋 橋長 L = 13m 幅員 W = 8m

2号仮橋 橋長 L = 12m 幅員 W = 8m

1仮棧橋 覆工板設置 936<sup>m</sup><sup>2</sup> 場所打杭(大口径ポーリング) 95本

2仮棧橋 覆工板設置 96<sup>m</sup><sup>2</sup> 場所打杭(大口径ポーリング) 15本

橋梁下部工 逆T式橋台(A2橋台) 1基

躯体コンクリート V = 212.4<sup>m</sup><sup>3</sup>

深礎杭 2本 L = 12.5、13.5m = 2,500mm

### (5) 工 期 着工日から280日間

### (6) 予定価格 299,891,550円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等)について、以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日（火）から平成16年3月2日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

ウ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している杭基礎（打込み杭を除く。）工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)  
八頭郡都家町大字都家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)  
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課  
日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工の監理技術者及び2の(4)のイに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)の工の(イ)に掲げる者を1名専任で配置することを求める。この場合において、その者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 工 事 名 一般国道178号(東浜居組道路)道路改良工事(高架橋下部工)  
(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字陸上  
(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、一般国道178号(東浜居組道路)の橋梁りょうの下部工(橋脚)を施工するものである。

- (4) 工事の規模、構造等

橋梁下部工 3基

P 4 橋脚(壁式橋脚)

躯体コンクリート = 795 m<sup>3</sup>

基礎杭 N = 12本(場所打杭 L = 18.5m = 1,200mm)

P 5 橋脚(壁式橋脚)

躯体コンクリート = 647.1 m<sup>3</sup>

基礎杭 N = 10本(場所打杭 L = 18.5m = 1,200mm)

P 6 橋脚(壁式橋脚)

躯体コンクリート = 919.3 m<sup>3</sup>

基礎杭 N = 12本(場所打杭 L = 8.5m = 1,200mm)

- (5) 工 期 着工日から270日間

- (6) 予定価格 247,280,250円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等)について、以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日(火)から平成16年3月2日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

- (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

ウ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している杭基礎<sup>くい</sup>を有する高さが15メートル以上の橋台又は橋脚の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、(3)の工の(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日（金）から同年3月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市菟町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工の監理技術者及び2の(4)のイに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)の工の(イ)に掲げる者を1名専任で配置することを求める。この場合において、その者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（23工区）（米里3号橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡北条町米里
- (3) 工事内容  
本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般国道313号の米里3号橋の上部工を製作し、及び架設する工事である。
- (4) 工事の詳細  
設 計 荷 重 B活荷重  
上部工形式 プレテンション方式4径間連結<sup>けた</sup>T桁橋  
橋 長 L = 85.0m  
支 間 長 20.94m + 20.36m + 20.36m + 20.94m  
幅 員 W = 7.0 (10.5) m （車道 3.5m × 2）

平面線形 直線

架設工法 クレーン架設

(5) 工期 着工日から300日間

(6) 予定価格 178,701,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成15年4月1日(火)から平成16年3月2日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

### (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年3月2日)までの間にあるものに限る。)の結果における土木工事業の総合評点が1,150点以上であること。

エ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC連結桁橋(道路橋に限る。)の上部工の桁の製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、代表者の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けてい

る者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、(3)のオの(イ)及び(ウ)の基準を満たす者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月20日(金)から同年3月2日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(3)のオに掲げる監理技術者及び2の(4)の工に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(イ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合において、その者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。
- (9) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

鳥取空港航空灯火及び鳥取空港電気施設に係る維持管理業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成16年4月1日から平成19年3月31日まで

### (4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5（鳥取空港）

鳥取市賀露町南五丁目1714 - 1（上小路神社の航空障害灯）

鳥取市三津987（三津ノ山の航空障害灯）

### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年 2月27日（金）午後 5 時まで鳥取県出納局出納課用度係に提出すること。

(3) 次のア又はイに掲げる工事又は業務の実績を有する者であること。

ア 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第117条に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準に適合した飛行場灯火の新設又は改修の工事（埋込み型の飛行場灯火の工事に限る。以下「同種工事」という。）

イ 同種工事の完了後の空港の飛行場灯火の維持管理業務

(4) 本件業務の履行期間中、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士（以下「第一種電気工事士」という。）の資格及び(3)のアの工事又はイの業務の経験を有する者（以下「経験者」という。）であって、業務時間（午前 6 時45分から午後 9 時30分まで）中鳥取空港に常駐できるものを有する者であること。

(5) 発注者が要請する場合において、発注者の要請後 1 時間以内に履行場所に到着し本件業務に従事することができる第一種電気工事士を 2 名以上（1 名は、経験者に限る。）有する者であること。

(6) 平成16年 2月20日（金）から同年 3月23日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付第157号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県鳥取空港管理事務所

### 4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土整備部空港港湾課空港係

電話 0857 - 26 - 7586

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年 2月17日から同年 3月10日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年 2月25日（水）午後 1 時30分

鳥取県鳥取空港管理事務所会議室（鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 鳥取空港内）

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年 3月23日（火）午後 1 時30分

鳥取県鳥取空港管理事務所会議室

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成16年 3月10日（水）午後 5 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の 5 以上の金額を添えて提出しなければな

らない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

「とっとり県政だより」の印刷業務 1回につき211,000部 12回発行

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年2月27日（金）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。

- (3) 平成16年2月20日（金）から同年3月31日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

## 4 入札手続

- (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年2月24日（火）午後1時30分

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年4月1日（木）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成16年3月5日（金）までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 契約締結の制限

この公告に示した印刷に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of " Tottori Kensei Dayori " (Prefectural newsle-

tter) , 211,000 × 12copies distributed

## (2) March 5 , 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) April 1 , 2004 1 : 30 PM : Time - limit for the submission of tenders April 1 , 2004 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

## (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432